

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	処分等命令
処分権者	市長
根拠規定	周南市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第15条
基準規定	周南市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第15条
処分基準	<p>周南市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第15条 (処分等命令)</p> <p>第15条 市長は、登録者等が判明している場合において、登録者等が第12条第1項の命令に従わないとき及び第2項の規定により、放置自動車を廃物として認定したときは、当該登録者等に対し、期限を定めて当該放置自動車について、処分等を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該命令を受けるべき者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、公益上、緊急の必要があるため、あらかじめ弁明の機会を与えるいとまがないときは、この限りでない。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	一般廃棄物処分業の許可取消し
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4
基準規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4
処分基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4 (許可の取消し)</p> <p>第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ニに係るものに限る。))のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 第7条第5項第4号イからヘまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。))。</p> <p>(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	一般廃棄物収集運搬業の許可取消し
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4
基準規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4
処分基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4 (許可の取消し)</p> <p>第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ニに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 第7条第5項第4号イからヘまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。))。</p> <p>(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	一般廃棄物処分業の停止命令
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3
基準規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3
処分基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法第7条の3                      (事業の停止)第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。</p> <p>(3) 第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	一般廃棄物収集運搬業の停止命令
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3
基準規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3
処分基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3 （事業の停止）</p> <p>第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。</p> <p>(3) 第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の7第4項
基準規定	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の7第4項</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第15条の5第1項</p>
処分基準	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の7第4項第19条の74 市町村長は、第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第19条の4の2第1項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則省令第15条の5第1項 (支障の除去等の措置に係る費用負担) 第15条の5 市町村長は、法第19条の7第2項から第4項までの規定により当該支障の除去等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該処分者等又は認定業者に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	浄化槽清掃業の許可の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	浄化槽法第41条第2項
基準規定	浄化槽法第41条第2項
処分基準	<p>浄化槽法第41条第2項第41条2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第12条第2項の命令に違反したとき。  (2) 不正の手段により第35条第1項の許可を受けたとき。  (3) 第36条第2号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。  (4) 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。  (5) 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	転換計画の認定の取消し
処分権者	市長
根拠規定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第7条第1項
基準規定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第7条第1項 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第5条第5項
処分基準	<p>1 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第7条第1項 （事業の転換に関する計画の認定） 第7条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第5条第5項 （転換計画の認定等） 第5条5 市町村長は、法第7条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る転換計画（第3項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後の転換計画）に従つて事業の転換を実施していないと認めるとき又は法第4条第1項の規定による合理化事業計画の変更により当該転換計画が当該合理化事業計画に適合しなくなつた場合において、当該認定を受けた者が転換計画について第3項の認定を受けなかつたときは、その認定を取り消すことができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	一般廃棄物の排出者からの処理手数料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第29条第1項
基準規定	周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第29条第1項;別表
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	産業廃棄物の排出者からの費用の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第31条第1項
基準規定	周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第31条第1項;別表第2
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	一般廃棄物収集運搬業等に係る許可申請手数料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第32条第1項
基準規定	周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第32条第1項;別表第3
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	一般廃棄物収集運搬業等に係る許可証再交付手数料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第32条第2項
基準規定	周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第32条第2項
処分基準	周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第32条第2項 （一般廃棄物収集運搬業等に係る許可証再交付手数料） 第32条2 前項の許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、当該申請の際、1件につき500円を納付しなければならない。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	撤去命令
処分権者	市長
根拠規定	周南市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第12条
基準規定	周南市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第12条
処分基準	<p>周南市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第12条                      (撤去命令)                      第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等がその勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう命ずることができる。                      2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該命令を受けるべき者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、公益上、緊急の必要があるため、あらかじめ弁明の機会を与えるいとまがないときは、この限りでない。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	一般廃棄物処理業者への必要な措置命令
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3第1号
基準規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3第1号
処分基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3第1号                      (改善命令)                      第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。))に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。                      (1) 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合(第3号に掲げる場合を除く。) 市町村長</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	一般廃棄物処理基準不適合による処分者等に対する支障の除去等の措置命令
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4第1項
基準規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4第1項
処分基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4第1項 (措置命令)</p> <p>第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	一般廃棄物処理基準不適合による認定業者に対する支障の除去等の措置命令
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4の2第1号
基準規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4の2第1号
処分基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4の2第1号第19条の4の2前条第1項に規定する場合（第9条の9第1項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。）において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者（処分者等を除く。以下「認定業者」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>(1) 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。</p> <p>(2) 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の7第2号
基準規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の7第2号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第15条の5第1項
処分基準	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の7第2号 (生活環境の保全上の支障の除去等の措置) 第19条の7 第19条の4第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>(1) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(2) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。</p> <p>(3) 第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(4) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第19条の4第1項又は第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。2 市町村長は、前項(第3号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則省令第15条の5第1項(支障の除去等の措置に係る費用負担)第15条の5 市町村長は、法第19条の7第2項から第4項までの規定により当該支障の除去等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該処分者等又は認定業者に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の7第3項
基準規定	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の7第3項</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第15条の5第1項</p>
処分基準	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の7第3項第19条の73 市町村長は、第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則省令第15条の5第1項(支障の除去等の措置に係る費用負担)第15条の5 市町村長は、法第19条の7第2項から第4項までの規定により当該支障の除去等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該処分者等又は認定業者に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号